

2024年度 事業計画書  
(2024年10月29日～2025年3月31日)

## 1.基本方針

### (1) 才能と熱意の支援

才能ある若いゴルファーが将来的に成功するために必要な支援を提供し、モチベーションを高め、ゴルフへの熱意を育む。

### (2) 教育と成長の促進

ゴルフはスポーツだけでなく、品行や精神面の成長にも大きな影響を与える。教育的なプログラムやメンタルコーチングなどを通じて、若いゴルファーの総合的な成長と発展を促進する。

### (3) 多様性と包括性の尊重

すべての子供たちがゴルフを楽しめるよう、性別や人種、経済的背景に関係なく、平等にアクセスできる環境を提供し、多様なバックグラウンドを持つゴルファーたちが共に成長できるよう努める。

### (4) 透明性と公正性の確保

助成金給付団体に求められるガバナンス体制を構築し、助成金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

## 2.事業活動

### (1) ジュニアゴルファー助成金給付事業

当財団は、ジュニアゴルファー育成に関する事業を行い、我が国における健全なジュニアゴルファーの育成及びゴルフ文化の浸透に寄与することを目的とする。

#### ① 助成金事業

交付する助成金の限度額は、上限50万円とする。

助成金額は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定する。

#### ② 応募条件

ア. 日本国内に在住で将来、世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファーであり、2024年4月1日時点の年齢が18歳以下とし、プロアマは問わない。

イ. 直近5年以内に国内外の大会に出場経験があること（大会の規模は問わない）

ウ. ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあること

エ. 親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理を行うことができる保護者がいること  
※保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに  
未成年後見人とする。

③ 助成対象期間

2024年4月1日～2025年3月31日までにを行う競技活動を対象とする。

(2) 活動報告

奨学金を受けた被助成者からの中間・完了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

以上